

マイナ免許証を保有する方へ

令和7年9月1日から、有効期間満了等により新たに作成されたマイナンバーカードにマイナ免許証等を保有する方の免許情報記録等をマイナンバーカード発行工場において記録する運用が開始されます。

本運用を利用するためには、**あらかじめ警察に署名用電子証明書を提出**した上で、オンラインでマイナンバーカードの交付申請を行う際に、新たに交付を受けるマイナンバーカードについての署名用電子証明書の発行を希望する必要があります。

本運用は、

- **警察に署名用電子証明書を提出していない方**
- **マイナンバーカードを紛失して再交付をする方**

は対象外となります。

マイナンバーカードを紛失して再交付をする方が、引き続きマイナ免許証の保有を希望するときは、各免許センター又は飯田警察署において、特定免許情報記録手数料を再度お支払いいただき、マイナンバーカードに免許情報記録の記録を行う手続きが必要となります。

※ マイナ免許証の保有を希望する方は、

署名用電子証明書暗証番号(英数字6～16桁)

を準備して、手続きにお越しく下さい。